

令和2年4月23日
みどり33推進担当部
みどり政策課

東京都市計画緑地の変更について（第64号成城みつ池緑地）

1 主旨

「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」では、国分寺崖線を骨格的なみどりの軸として、重点的にみどりを保全することとしており、計画地を含む成城みつ池緑地一帯をみどりの拠点として、緑地の拡大を進めている。

また、「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」の「都市整備の基本方針」の都市づくりの骨格プランにおいては、水と緑の風景軸の区域に位置する成城みつ池緑地一帯を、みどりの拠点として位置づけている。また、「地域整備方針」における砧地域のテーマ別の方針「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」では、国分寺崖線の緑地などの自然環境は、多様な生物を育む場として、また貴重な地域の風景資産の一部として、後世に残していくよう保全することとしている。

今回追加する区域は、都市計画緑地である成城みつ池緑地の開園区域に接する民有地であり、一部都市緑地法に基づく特別緑地保全地区となっており、成城みつ池緑地と一体的に国分寺崖線のみどりを形成している。

こうしたことから、国分寺崖線のみどりの保全を一層推進し、みどりの拠点として充実、発展させるため、都市計画緑地の配置及び機能について検討した結果、成城四丁目地内における約0.2ヘクタールの区域について、成城みつ池緑地の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。

2 概要

- (1) 名称 第64号成城みつ池緑地
- (2) 区域 計画図表示のとおり
- (3) 面積 約3.3ha

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年5月 都市計画審議会（報告）
- 6月 都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧
- 7月 都市計画審議会（諮問）
都市整備常任委員会（都市計画案の報告）
- 8月 都市計画変更決定・告示

案内図



東京都市計画緑地の変更 (世田谷区決定)

東京都市計画緑地中第64号成城みつ池緑地を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
緑地	第64号	成城みつ池緑地	世田谷区成城四丁目地内	約3.3ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由 国分寺崖線のみどりを保全し、みどりの拠点として充実、発展させるため、上記のとおり緑地を変更する。

新 旧 対 照 表

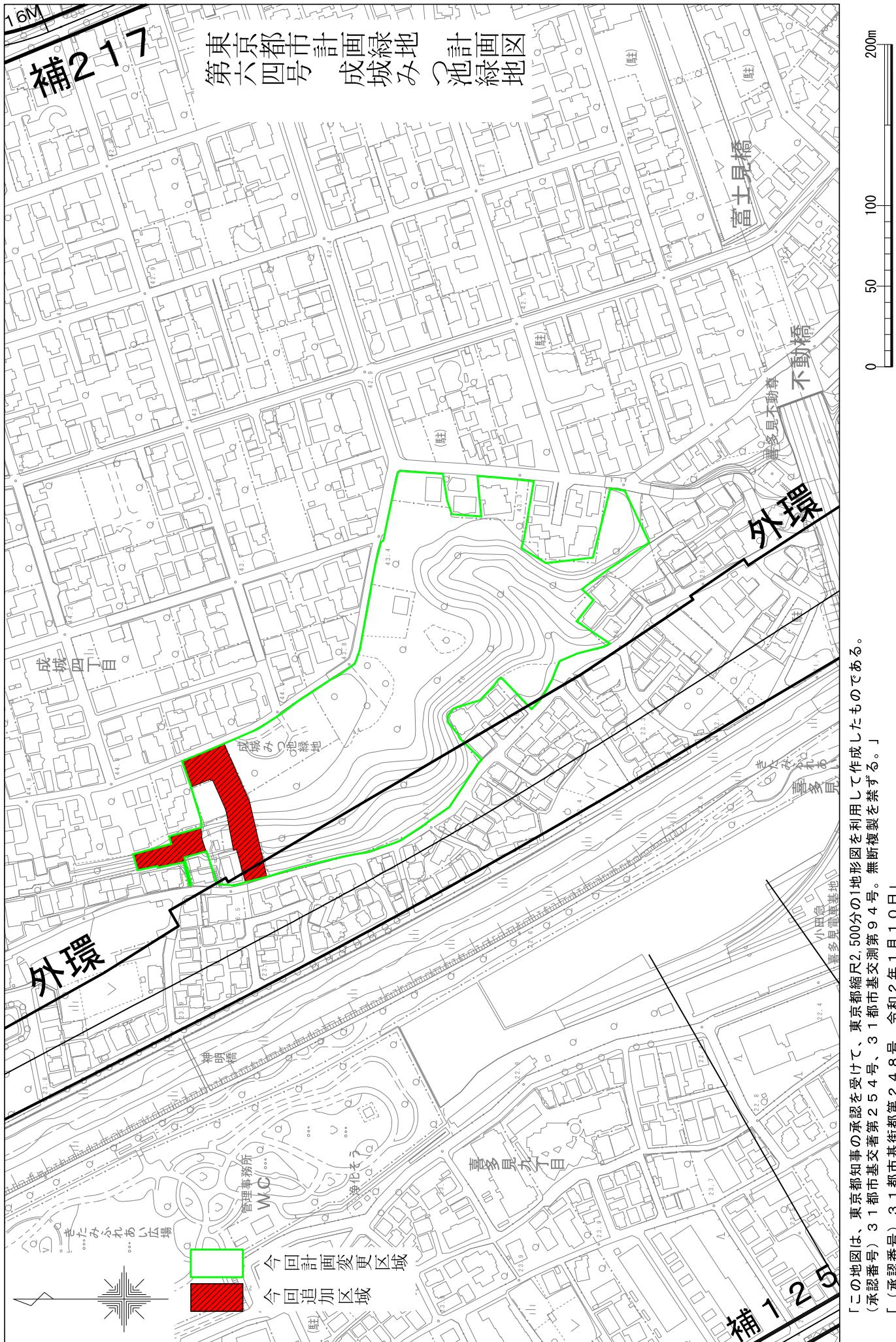
種別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	新	旧			
緑地	番 号	公園名	新 世田谷区成城四丁目地内	約3.3 h a	位置、区域、及び 面積の変更
	第6 4号	成城みつ池緑地	旧 世田谷区成城四丁目地内	約3.1 h a	

変更概要

名 称	変更事項
	1 位置の変更 世田谷区成城四丁目地内 → 世田谷区成城四丁目地内
第64号 成城みつ池緑地	2 区域の変更 計画図表示のとおり
	3 面積の変更 約3.1ha → 約3.3ha

東京都市計画緑地 住居表示図
第六四号 成城みづ池緑地





都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第64号成城みつ池緑地

2 理由

「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」の「都市整備の基本方針」の都市づくりの骨格プランにおいて、水と緑の風景軸の区域に位置する成城みつ池緑地一帯を、みどりの拠点として位置づけている。また、「世田谷区都市整備方針」の「地域整備方針」における砧地域のテーマ別の方針「地域資源の魅力を高めるまちをつくる」では、国分寺崖線の緑地などの自然環境は、多様な生物を育む場として、また貴重な地域の風景資産の一部として、後世に残していくよう保全することとしている。

「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」においては、国分寺崖線を骨格的なみどりの軸として、重点的にみどりを保全することとしており、計画地を含む成城みつ池緑地一帯をみどりの拠点として、緑地の拡大を進めるとしている。

今回追加する区域は、都市計画緑地である成城みつ池緑地の開園区域に接する民有地であり、一部都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び市民緑地となっており、成城みつ池緑地と一体的に国分寺崖線のみどりを形成している。

こうしたことから、国分寺崖線のみどりの保全を一層推進し、みどりの拠点として充実、発展させるため、都市計画緑地の配置及び機能について検討した結果、成城四丁目地内における約0.2ヘクタールの区域について、成城みつ池緑地の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。